

社会福祉法人都市社会福祉協議会 令和2年度第4回理事会 議事録

招集通知年月日 令和3年1月25日(月)
 開催日時 令和3年3月1日(月) 14時00分～15時18分
 開催場所 都市総合社会福祉センター2階研修室
 出席した役員 理事8名(理事定数6名以上12名以内)
 黒木千晶、米吉春美、柿木原康雄、宮城博範、石田操、村吉昭一、
 島津久友、杉元智子、
 監事1名(監事定数2名以上3名以内)
 高野眞
 欠席した役員 理事2名、監事2名
 猪ヶ倉タエ子、朝倉脩二、柿木一範、坊野国治
 説明のため出席した職員 事務局12名
 中村健児、大田勝信、児玉誠、櫻田賢治、田村真一郎、森山慎悟、
 上野誠、又木勝人、黒原清美、星村太一、鷺崎さとみ、永田晃作
 招集者出席の有無 会長 島津久友 出席
議事の結果

定刻に至り、事務局大田勝信が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、柿木原康雄理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、高野眞監事を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

| | | |
|----------------|---|----|
| 報告第7号 | 職務執行状況報告について | 承認 |
| 報告第8号 専決第5号 | 専決処分した事件の報告について ・令和2年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第7号)について | 承認 |
| 議案第14号 | 諸規程の改正について ・社会福祉法人都市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について(別紙1) ・都市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程の一部を改正する規程の制定について(別紙2) | 可決 |
| 議案第15号 | 社会福祉法人都市社会福祉協議会業務に係る契約締結について | 可決 |
| 議案第16号 | 社会福祉法人都市社会福祉協議会おおむたこども園経営に係る用地取得について | 可決 |
| 議案第17号 | 令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画(案)について | 可決 |
| 議案第18号 | 令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算(案)について | 可決 |
| 議案第19号 | 事務局長の任免について | 可決 |
| 議案第20号 | 評議員選任・解任委員会委員の選任及び解任について | 可決 |
| 議案第21号 | 社会福祉法人都市社会福祉協議会令和2年度第3回評議員会の開催について | 可決 |

終 了 時 刻 15時18分

議 事 の 経 過

柿木原康雄議長「それではさっそく議事に入らせていただきます。まず、報告第7号職務執行状況報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

島津久友会長「それでは報告第7号職務執行状況報告についてでございます。こちらは定款第21条第5項の規定によりまして、定期的に会長の職務執行状況、また常務理事（業務執行理事）の職務執行状況報告を行うものでございます。まず会長の職務執行状況について報告させていただきます。資料の2ページをご覧ください。報告する期間につきましては前回の理事会以降、令和2年11月6日から令和3年2月28日までの期間でございます。」（以下、資料に基づいて説明）

杉元智子常務理事「引き続き、業務執行理事としまして私の方からご報告を申し上げます。資料3ページ、4ページをご覧ください。報告の期間については会長と同じになります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、ここで質疑を受けたいと思います。何かご質問がある方はいらっしゃいますか。」

議長「よろしいでしょうか。ご質問がなければ報告第7号についてはご了承をいただいたものといたします。」

議長「続きまして、報告第8号専決処分した事件の報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「それでは、ここから先は私中村がご説明をさせていただきます。議案書6ページ専決第5号になります。社会福祉法人都城市社会福祉協議会定款第28条第1項第1号の規定に基づき、令和2年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第7号）について専決処分したものであります。なお、議案書9ページに掲げてあります別表第1につきましては、誤って印刷されたものであり、ミスプリントとして取り扱いさせていただきます。ご了承ください。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいまの報告第8号について、皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「特にないようですので報告第8号はご承認をいただいたものとして扱わせていただいでよろしいでしょうか。」

“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして報告第8号は原案のとおり承認されました。」

議長「続きまして、議案第14号諸規程の改正について、事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案書13ページ議案第14号諸規程の改正について、定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めます。今回改正の提案は、給与規程の一部改正ならびに指定居宅介護支援事業所運営規程の一部改正になります。給与規程の一部改正については14ページから18ページ、指定居宅介護支援事業所運営規程の一部改正については19ページ、20ページをご覧ください。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいまの議案第14号、諸規程の改正につきまして何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第14号は原案のとおりご承認をいただいたものとして扱わせていただいでよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第14号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして、議案第15号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について、事務局より説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案書21ページ議案第15号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について、定款細則第15条第1項第11号の規定に基づき、理事会の議決を求

めます。4件の案件につきまして22ページから25ページになります。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま説明がありました議案第15号につきまして何か皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第15号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいでよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第15号は原案のとおり可決されました。」

議長「それでは、議案第16号社会福祉法人都市社会福祉協議会おおむたこども園経営に係る用地取得について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案書26ページ議案第16号社会福祉法人都市社会福祉協議会おおむたこども園経営に係る用地取得について、定款第28条第1項第1号及び定款細則第15条第1項第5号の規定に基づき、理事会の同意を求めます。取得予定の物件は27ページ、28ページに地図を掲載させていただいております。取得の理由は、おおむたこども園の職員数が増え、駐車スペースに余裕がなくなっていることや保護者が参集する際の駐車スペースの確保に苦慮していることなどが挙げられます。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございました。ただいま説明がありましたけれども、この件に関して何か皆様からご質問はございませんでしょうか。」

石田操理事「1つ確認になります。28ページの地図にあります隣接地の部分（2093-24、2093-25）はすでにこども園になっている部分でしょうか。」

事務局中村健児「現在園舎が建っているところが元々、土地所有者である藤田様から購入した土地であり、園庭として使っている部分が都市からの無償貸与でお借りしている部分になります。社協の土地と都市の借地が一緒になっているということになります。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

石田操理事「はい。」

議長「それでは、その他にご質問はないでしょうか。質問がないようですので、議案第16号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいでよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第16号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして議案第17号令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画（案）について、説明をお願いします。」

事務局中村健児「ただいま議長から議案第17号とございましたが、議案第17号が令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画（案）について、そして議案第18号が令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）となっており、説明については第17号と第18号を一括して行わせていただきたいと思っております。」

事務局中村健児「まず、議案書29ページ議案第17号令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画（案）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき理事会の議決を求めます。内容の詳細につきましては、別冊令和3年度事業計画書のとおりになります。」（以下、資料に基づいて説明）

事務局中村健児「引き続き予算の説明を行います。議案書30ページ議案第18号令和3年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出予算（案）について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき理事会の議決を求めます。予算の説明は、別紙令和3年度当初予算拠点・サービス区分別財源内訳表で行います。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「ありがとうございます。ただいま議案第17号、18号について一括して説明がありましたけれども、皆様からご質問はありませんでしょうか。」

高野眞監事「よろしいですか。事業計画は非常に細かく押さえられており、計画書の後ろの方

の個別シートについては誰が見ても社協の事業の推進方法や実践目標などわかりやすく仕上がっている。そこで、社協で働く多くの職員に対して、自分の課（係）以外の事業について、どういった方法で周知しているのかお聞きします。また、社協が何を指すのか、ということについて相対的かつ俯瞰的な形での理解をどのように皆さんに伝えているのか、どういった手を打っているのか教えて下さい。」

事務局中村健児「事業計画書のまとめ方についての評価ありがとうございます。こういった事業計画をどのように職員に周知徹底しているのか、または社協全体として何を指していくのかなどについてですが、それぞれ階層別研修を活用したり、経営会議でも課を横断して連携していくことの意識づけを行っております。令和3年度も業務そのものに横串がきちんと入るような体制を取っていきたいと考えており、また、今後も階層別研修をきちんと行っていくことで職員全体に浸透していくのではと考えています。」

議長「ただいまの回答でよろしいでしょうか。」

高野眞監事「はい。ありがとうございます。」

議長「それでは、他にご質問はないでしょうか。」

米吉春美理事「1つ目が事業計画書9ページにある英文のスペルのO（オー）はU（ユー）の間違いではないですか。2つ目ですが、私たち民生委員は2月から3月にかけて災害時の要支援者名簿の見直しをしています。自力避難可能な人たちでも特に80歳後半の人たちのADL低下が目につきます。何名か地域包括支援センターに連絡したり相談をしていますが、センターの業務が忙しくなるのではないかと感じます。地域包括支援センターの体制には、特に配慮していただきたいと感じます。」

事務局中村健児「1つ目のご指摘について正しい表記に修正させていただきます。」

事務局森山慎悟「2つ目の件ですが、相談件数は前年比で若干減少傾向にあります。本来支援につながるべき方々が漏れている現状とも捉えています。その分民生委員につながれて相談業務にまわる機会が多くなっていますが、本来支援が必要な方々をまわっていない現状があるところで、業務が多忙化していくのではと感じています。ニーズがある方々をしっかりとサポートしていけるように業務に専念していきたいと思っております。」

議長「他にご質問はないでしょうか。」

高野眞監事「1つだけよろしいでしょうか。相談支援事業は社協の目玉とも言えますが、生活支援課は業務の多様化・多種化の中で今の人員体制が気になります。他の課も大変だとは思いますが、相談支援部門は今日明日を争うような状態の方々もいて、そういったニーズに対応する中で人員的な供給が足りているのか教えて下さい。」

事務局中村健児「生活支援課の業務は特にコロナの特例貸付対応に忙殺されている現状もあり、先月2月から貸付窓口業務に各課から応援に入る体制を取っています。次年度においては当初から職員の体制をしっかりと考えていく予定です。1つの部署だけに業務が偏ってしまうことで職員を潰してしまう危険性もありますので、社協全体としてどのようなサポートや支援をしていけるかについて組織として考えていきたいと思っております。」

議長「他にご質問はないでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第17号ならびに18号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいでよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第17号、18号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして議案第19号事務局長の任免について、説明をお願いします。」

島津久友会長「それでは議案第19号でございます。議案書31ページをご覧ください。令和3年4月1日からの事務局長の任免についてですが、現在、事務局長中村健児は3月31日定年退職ということになっております。従いまして4月1日からの事務局長の任免について定款細則第15条第1項第7号の規定に基づき理事会の議決を求めます。後任者として現総務課長の大田

勝信をお願いしたいと考えております。」

議長「事務局長の後任者について説明がありましたけれども、皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第19号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第19号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして議案第20号評議員選任・解任委員会委員の選任及び解任について、説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案書32ページ議案第20号評議員選任・解任委員会委員の選任及び解任について、定款細則第7条第3項の規定に基づき理事会の議決を求めます。当法人の評議員選任・解任委員会の委員は、議案書記載のとおり法人の監事職1名、外部有識者2名と事務局員の枠で事務局長が委嘱されております。現事務局長中村が令和3年3月31日で定年退職となりますので、後任の事務局員枠に先ほど承認いただきました大田勝信を令和3年4月1日から委嘱してよろしいかご審議をお願いいたします。」

議長「ありがとうございます。ただいま説明がありましたけれども、皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第20号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第20号は原案のとおり可決されました。」

議長「続きまして議案第21号社会福祉法人都城市社会福祉協議会令和2年度第3回評議員会の開催について、説明をお願いします。」

事務局中村健児「議案書33ページ議案第21号令和2年度第3回評議員会の開催について、定款細則第14条第1項及定款細則第5条第1項の規定に基づき理事会の議決を求めます。なお、34ページ(5)にあります第4次都城市地域福祉活動計画の策定については協議が整っていない部分がありますので、令和3年度6月に提案という形で議題は抹消していただきたくよろしくをお願いいたします。」(以下、資料に基づいて説明)

議長「ありがとうございます。ただいま説明がありましたけれども、皆様からご質問はありませんでしょうか。」

議長「質問がないようですので、議案第21号は原案のとおりご承認をいただけたものとして扱わせていただいてよろしいでしょうか。」

“異議なし”との声あり、

議長「ありがとうございます。それでは議案第21号は原案のとおり可決されました。」

議長「以上をもって議案の方はすべて終了しましたが、ご出席の皆様から何かありませんでしょうか。」

議長「ないようですので、これで協議については終了とし、私議長の役目は解任させていただきます。ありがとうございました。」

事務局大田勝信「それでは以上をもちまして令和2年度第4回理事会を閉会したいと思います。皆様ご協力をありがとうございました。」

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

令和3年 月 日

会長 _____ 印

監事 _____ 印